

人事委員会年報

令和3（2021）年度

川崎市人事委員会

目 次

第1章 組 織

1 人事委員会	1
(1) 人事委員会の構成	
(2) 人事委員会の権限	
(3) 人事委員会の会議開催状況	
2 事務局	11
(1) 組織及び事務分掌	
(2) 予 算	

第2章 業 務

1 任 用	12
(1) 採用試験	
(2) 採用選考	
(3) 昇任試験	
(4) 昇任選考	
(5) 転任試験	
(6) 臨時的任用	
2 給与、その他の勤務条件	29
(1) 職員の給与に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況	
(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況	
3 公平審査等	38
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての審査請求	
(3) 苦情相談	
(4) 公務災害補償の審査請求	
(5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	
(6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視	
4 職員団体	40
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督	42
(1) 職権行使状況	
(2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況	
6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	44
7 各種会議開催状況	47

第1章 組 織

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

人事委員会の構成は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	魚津利興	H27. 10. 15	1期 H27. 10. 15 ~ R 1. 10. 14 2期 R 1. 10. 15 ~ R 5. 10. 14	R 1. 10. 16 委員長再任
委員	坂本正之	H26. 10. 15	1期 H26. 10. 15 ~ H30. 10. 14 2期 H30. 10. 15 ~ R 4. 10. 14	R 1. 10. 16 職務代理者再任
委員	瀧峠雅介	R 3. 10. 15	1期 R 3. 10. 15 ~ R 7. 10. 14	

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、その性質により行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査及び研究（地方公務員法（以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第2号）
- (イ) 職員に関する条例の制定、改廃についての市議会及び市長への意見の申出（法第8条第1項第3号）
- (ウ) 人事行政の運営、人事評価の実施、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告（法第8条第1項第4号、法第23条の4、法第39条第4項）
- (エ) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置及び給料表についての市議会及び市長への勧告（法第8条第1項第5号、第14条第2項、第26条）
- (オ) 競争試験及び選考の実施（法第8条第1項第6号、第18条）
- (カ) 職員の苦情処理（法第8条第1項第11号）
- (キ) 採用候補者名簿の作成（法第21条第1項）
- (ク) 臨時的任用の承認（法第22条の3第1項）
- (ケ) 職員団体の登録、登録の効力停止及び取消し（法第53条第5項及び第6項）
- (コ) 労働基準監督機関としての職権行使（法第58条第5項）
- (サ) 非登録職員団体に法人格を付与する場合の認証（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条）

イ 準立法的権限

人事委員会規則の制定（法第8条第5項）

ウ 準司法的権限

- (ア) 勤務条件に関する措置要求の審査及び判定（法第8条第1項第9号、第47条）
- (イ) 不利益処分についての審査請求の審査及び裁決（法第8条第1項第10号、第50条第1項）
- (ウ) 公務災害補償の審査請求の審査及び裁定（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条）

(3) 人事委員会の会議開催状況

人事委員会の会議の開催状況は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 題
令和3年 第10回 (定例会)	R3. 4. 7	報告 令和3年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業職務経験者）の 申込状況について 職員の号給の決定に係る承認について 労働基準法別表第1の号別の決定について 議事 令和3年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験の実施について 令和3年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考の実施につい て 措置要求判定取消請求事件に係る指定代理人の変更について
第11回 (定例会)	R3. 4. 14	議事 非常災害等の理由による労働時間延長届について 措置要求判定取消請求事件に係る最終準備書面について 協議 令和3年職種別民間給与実態調査要綱について
第12回 (定例会)	R3. 4. 21	報告 条件付採用期間の報告について 議事 令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）合格者名簿 の確定について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運 用の制定について
第13回 (定例会)	R3. 5. 12	報告 昇任状況について 令和2年度（下半期）職員からの苦情相談について 職員団体（学校事務職員労働組合神奈川川崎支部）登録事項の変更につい て 措置要求判定取消請求事件に係る原告第11準備書面について 議事 令和3年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験の実施について 令和3年度川崎市職員（保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採 用選考の実施について 平成30年（措）第1号事案に係る措置要求の取下げの通知について
第14回 (定例会)	R3. 5. 26	報告 令和3年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験の申込状況について 令和3年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者） の第1次試験の実施状況について 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長実施報告について 職員団体（川崎市職員労働組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市教職員組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 措置要求判定取消請求事件に係る第13回口頭弁論の要旨について 議事 非常災害等の理由による労働時間延長届について
第15回 (定例会)	R3. 6. 2	報告 職員団体（川崎市立高等学校教職員組合）登録事項の変更について 議事 令和3年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の実施について

回数	開催年月日	議 題
第 16 回 (定例会)	R3. 6. 16	報告 令和 3 年度係長昇任選考の実施について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 採用候補者名簿等の状況について 令和 2 年度職員採用選考の実施状況について 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 議事 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者採用候補者名簿の確定について 令和 3 年度転任試験の実施について 令和 3 年度消防司令昇任選考の実施について 令和 3 年度消防司令補及び消防士長昇任試験の実施について
第 17 回 (定例会)	R3. 6. 29	議事 川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の結果に基づいて職員となった者の職務の級及び号給の決定の特例についての一部を改正する運用の制定について 協議 令和 3 年給与勧告・報告における言及項目について
第 18 回 (定例会)	R3. 7. 14	報告 公益的法人等への職員の派遣等の状況について 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等の状況について 議事 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者（第 2 回））の実施について 令和 3 年度川崎市職員（薬剤師）採用選考（民間企業等職務経験者（第 2 回））の実施について 令和 3 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の実施について 令和 3 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第 3 条の規定に基づく人事委員会の意見について 非常災害等の理由による労働時間延長届について
第 19 回 (定例会)	R3. 7. 21	報告 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験第 1 次試験の実施状況について 職員団体（川崎市職員労働組合）規約の変更について
第 20 回 (定例会)	R3. 7. 28	報告 令和 3 年職種別民間給与実態調査状況について 協議 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 1 について 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 2 について
第 21 回 (臨時会)	R3. 8. 6	協議 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決書への開示請求について

回数	開催年月日	議題
第 22 回 (定例会)	R3. 8. 18	<p>報告 令和 3 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の申込状況について 令和 3 年人事院勧告について</p> <p>議事 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和 3 年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考合格者名簿の確定について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第 3 条の規定に基づく人事委員会の意見について 免職処分取消等請求事件に係る応訴について 令和元年（審）第 1 号事案に係る裁決書への開示請求に対する拒否処分の取消及び再処分について</p> <p>協議 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 3 について 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 4 について 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 5 について 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 6 について</p>
第 23 回 (定例会)	R3. 8. 26	<p>議事 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度電気・機械）採用試験（第 2 回）の実施について</p> <p>協議 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 7 について 令和 3 年給与勧告・報告資料 No. 8 について 令和 3 年給与勧告・報告における改定方針（案）について 令和 3 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について</p>
第 24 回 (定例会)	R3. 9. 1	<p>報告 令和 3 年度川崎市職員（高校卒程度・資格免許職）採用試験の申込状況について 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者（第 2 回））の申込状況について 令和 3 年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験の申込状況について 令和 3 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の申込状況について</p> <p>議事 免職処分取消等請求事件に係る答弁について</p> <p>協議 令和 3 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について</p>
第 25 回 (定例会)	R3. 9. 8	<p>報告 令和 3 年度転任試験の申込状況について 令和 3 年度係長昇任選考の申込状況について</p> <p>議事 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について</p> <p>協議 令和 3 年給与に関する勧告及び報告の言及項目について</p>
第 26 回 (定例会)	R3. 9. 15	<p>協議 令和 3 年職員の給与に関する報告及び勧告について</p>

回数	開催年月日	議 題
第 27 回 (定例会)	R3. 9. 22	報告 免職処分取消等請求事件に係る第 1 回口頭弁論の要旨について 議事 条件付採用期間の延長について 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の 制定について 令和 3 年職員の給与に関する報告及び勧告について
第 28 回 (定例会)	R3. 9. 29	報告 措置要求判定取消請求事件に係る判決について 議事 令和 3 年度における職員の特別休暇の特例に関する規則の制定について 措置要求判定取消請求事件の判決に係る控訴について 協議 措置要求判定取消請求事件の判決に係る控訴状の提出について
第 29 回 (定例会)	R3. 10. 6	報告 令和 3 年度消防司令昇任選考第 1 次選考の実施状況について 令和 3 年度消防司令補及び消防士長昇任試験第 1 次試験の実施状況につ て 職員の号給の決定に係る承認について 議事 措置要求判定取消請求事件の判決に係る控訴について（継続審議）
第 30 回 (定例会)	R3. 10. 13	報告 令和 3 年度川崎市職員（大学卒程度電気・機械）採用試験（第 2 回）の申 込状況について 令和 3 年度川崎市職員（高校卒程度・資格免許職）採用試験第 1 次試験の 実施状況について 令和 3 年度川崎市職員（技能・業務）採用選考第 1 次選考の実施状況につ いて 令和 3 年度転任試験第 1 次試験の実施状況について 令和 3 年度係長昇任選考第 1 次選考の実施状況について 議事 平成 29 年（措）第 4 号事案に係る審理の再開について 平成 29 年（措）第 5 号事案に係る審理の再開について 協議 勤務条件に関する措置の要求（平成 29 年（措）第 4 号事案、平成 29 年 （措）第 5 号事案、令和 2 年（措）第 1 号事案）に係る今後の取扱いにつ いて
第 31 回 (定例会)	R3. 10. 20	報告 平成 29 年（措）第 4 号事案及び平成 29 年（措）第 5 号事案に係る代理 人選任の届出について 議事 条件付採用期間の延長について 勤務条件に関する措置の要求（平成 29 年（措）第 4 号事案、平成 29 年 （措）第 5 号事案、令和 2 年（措）第 1 号事案）の併合について 令和 2 年（措）第 1 号事案等に係る意見書の提出要求について
第 32 回 (定例会)	R3. 10. 27	報告 職員団体（川崎市職員労働組合）登録事項の変更について 令和 3 年度（上半期）職員からの苦情相談について 議事 免職処分取消等請求事件に係る準備書面について 令和 2 年（措）第 1 号事案等に係る措置要求書記載事項変更届出書の副本

回数	開催年月日	議題
		の送付について
		協議 令和2年（措）第1号事案等について
第33回 （定例会）	R3.11.10	報告 令和3年大都市区における人事委員会勧告について 令和4年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について
第34回 （定例会）	R3.11.17	報告 令和3年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者（第2回））第1次試験の実施状況について 令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験第1次試験の実施状況について 令和3年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（第2回）の実施状況について 令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考第1次選考の実施状況について 令和3年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の実施について 免職処分取消等請求事件に係る第2回口頭弁論の要旨について
		議事 令和3年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和3年度川崎市職員（保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採用選考合格者名簿の確定について 令和3年度川崎市職員（技能・業務）採用選考合格者名簿の確定について 令和3年度転任試験転任候補者名簿の確定について
第35回 （定例会）	R3.11.24	報告 令和3年川崎市職員の人事に関する統計報告について 議事 令和3年度係長昇任選考合格者名簿の確定について 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
第36回 （定例会）	R3.12.1	議事 令和2年（措）第1号事案等に係る意見書の提出期限の延長について
第37回 （定例会）	R3.12.8	議事 令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考合格者名簿の確定について 令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）の実施について 令和3年度消防司令昇任選考合格者名簿の確定について 令和3年度消防司令補及び消防士長昇任試験昇任候補者名簿の確定について
第38回 （定例会）	R3.12.15	議事 令和3年度川崎市職員（大学卒程度等）採用試験（民間企業等職務経験者（第2回））採用候補者名簿の確定について 令和3年度川崎市職員（薬剤師）採用選考（民間企業等職務経験者（第2回））合格者名簿の確定について

回数	開催年月日	議	題
		<p>令和3年度川崎市職員（大学卒程度電気・機械）採用試験（第2回）採用候補者名簿の確定について</p> <p>令和3年度就職氷河期世代を対象とした川崎市職員採用試験採用候補者名簿の確定について</p>	

回数	開催年月日	議 題
令和4年		
第1回 (定例会)	R4. 1. 12	報告 免職処分取消等請求事件に係る第3回口頭弁論の要旨について 議事 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 令和2年(措)第1号事案等に係る意見書及び証拠資料の副本の送付及び反論書の提出要求について 協議 大学卒程度採用試験(民間企業等職務経験者)の試験区分の拡大について
第2回 (定例会)	R4. 1. 19	協議 令和2年(措)第1号事案等について
第3回 (定例会)	R4. 1. 26	報告 令和3年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回)の申込状況について 令和3年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の結果について 協議 令和4年度採用試験・選考日程等について 令和2年(措)第1号事案等について
第4回 (定例会)	R4. 2. 2	協議 令和2年(措)第1号事案等について
第5回 (定例会)	R4. 2. 9	報告 条件付採用期間延長者の報告について 議事 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長の期限延長の承認について 免職処分取消等請求事件に係る準備書面について 協議 令和2年(措)第1号事案等について
第6回 (定例会)	R4. 2. 16	報告 令和4年職種別民間給与実態調査事業所名簿作成の結果について 職員の号給の決定に係る承認について 議事 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について 協議 令和2年(措)第1号事案等について
第7回 (定例会)	R4. 3. 2	報告 免職処分取消等請求事件に係る第4回口頭弁論の要旨について 議事 労働基準法別表第1の号別の決定に係る協議について 解雇予告除外の認定について 令和2年(措)第1号事案等に係る要求者からの提出書面の副本の送付について
第8回 (定例会)	R4. 3. 9	協議 令和2年(措)第1号事案等について

回数	開催年月日	議 題
第 9 回 (定例会)	R4. 3. 16	<p>報告 令和 3 年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第 2 回）第 1 次試験の実施状況について 職員の号給の決定に係る承認について</p> <p>議事 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の制定について 勤務条件に関する措置の要求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令の制定について 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の制定について 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令の制定について 令和 2 年（措）第 1 号事案等に係る再意見書の提出要求について 第 2 期障害者活躍推進計画の策定について</p> <p>協議 昇任制度の見直しについて</p>
第 10 回 (定例会)	R4. 3. 23	<p>報告 令和 4 年度人事委員会事務局予算について</p> <p>議事 特定任期付職員の任期の更新の承認について 一般任期付職員の採用の承認について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査</p>

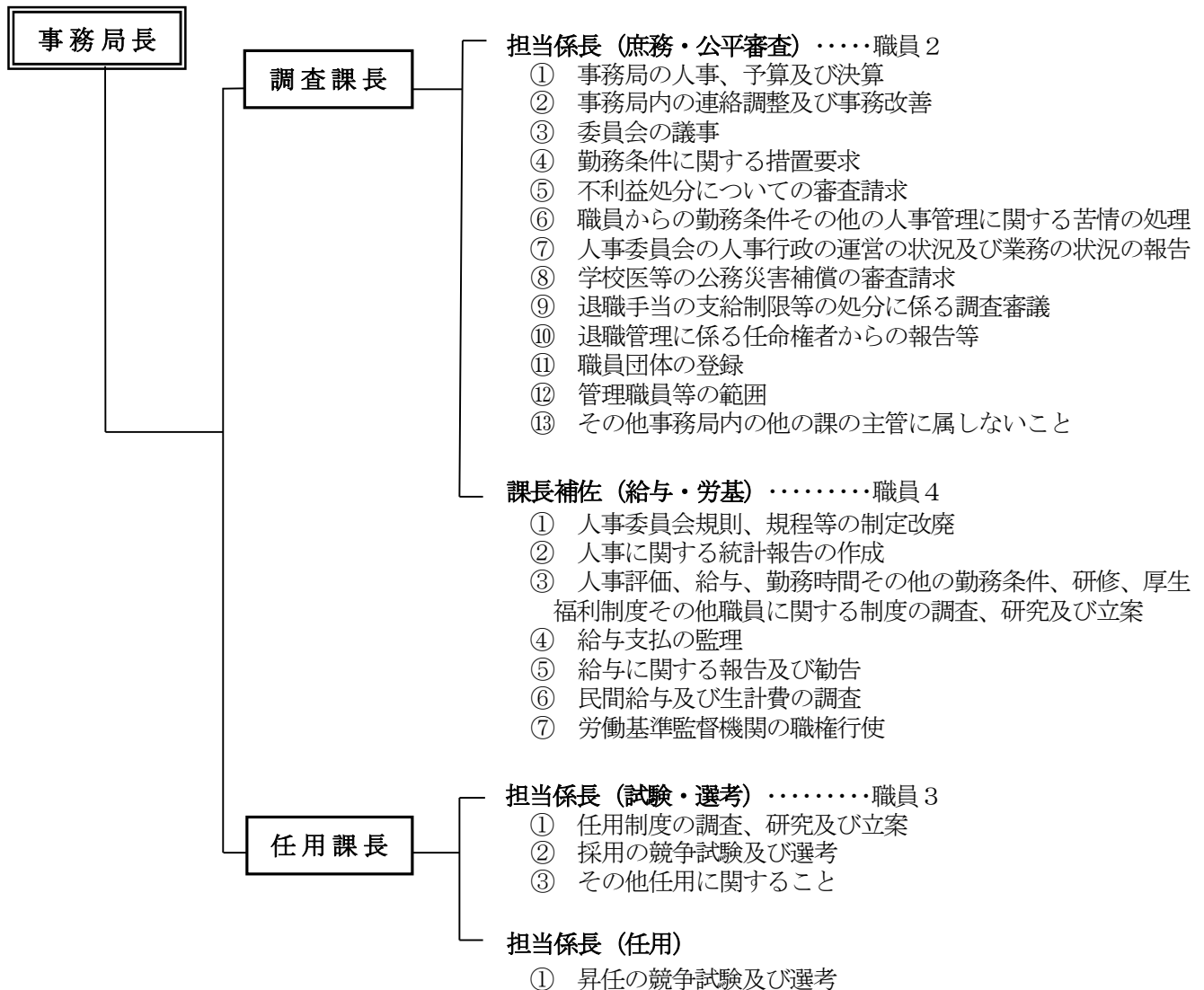
回数	開催年月日	議	題
第 11 回 (定例会)	R4. 3. 30	議事	<p>の請求に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>職員の号給の決定に係る承認について</p> <p>事務局職員の人事について</p>

2 事務局

(1) 組織及び事務分掌

事務局の組織及び課の事務分掌は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)



(2) 予算

令和4年度予算

(単位：千円)

科目	予算額
人事委員会費	119,074
報酬	11,666
給料	60,807
職員手当等	26,088
共済費	0
報償費	94
旅費	1,035
交際費	1
需用費	2,733
役務費	669
委託料	11,048
使用料及び賃借料	2,421
備品購入費	25
負担金補助及び交付金	2,487

第2章 業 務

1 任 用

(1) 採用試験

令和3年度は、次の試験区分について実施した。

大学卒程度：行政事務、社会福祉、心理、学校事務、土木、電気、機械、造園、建築、化学、消防士
(民間企業等職務経験者) 行政事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築

高校卒程度：行政事務、土木、電気、機械、建築、消防士
(就職氷河期世代) 行政事務

実施結果は、表1「令和3年度採用試験実施結果」のとおりである。

(2) 採用選考

令和3年度は、次の選考区分について実施した。

薬剤師、獣医師、保健師、保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職

民間企業等職務経験者：薬剤師

障害者対象：行政事務

技能・業務

実施結果は、表2「令和3年度採用選考実施結果」のとおりである。

(採用に関する参考図表)

令和3年度採用候補者(合格者)名簿選択状況〔表7〕

令和3年度採用試験(選考)年齢別合格状況〔表8〕

採用試験実施結果の推移〔図1〕

採用選考実施結果の推移〔図2〕

(3) 昇任試験

令和3年度は、次の試験区分について実施した。

消防司令補、消防士長

実施結果は、表3「令和3年度昇任試験実施結果」のとおりである。

(4) 昇任選考

令和3年度は、次の選考区分について実施した。

係長：一般事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築、化学、保育士、薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、看護師

消防司令

実施結果は、表4「令和3年度昇任選考実施結果」のとおりである。

(5) 転任試験

令和3年度は、次の試験区分について実施した。

転任：行政事務、土木、電気、機械

実施結果は、表5「令和3年度転任試験実施結果」のとおりである。

(6) 臨時的任用

令和3年度の臨時的任用についての承認状況は、表6-1・2「令和3年度臨時的任用承認状況」のとおりである。

表1 令和3年度 採用

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C	
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数				
大学卒程度	行政事務	人 1,247	人 836	% 67.0	人 363	人 347	人 251	倍 3.3
	社会福祉	72	57	79.2	36	36	32	1.8
	心理	24	18	75.0	10	9	6	3.0
	学校事務	46	31	67.4	11	10	6	5.2
	土木	49	34	69.4	21	21	16	2.1
	電気	31	18	58.1	10	10	8	2.3
	機械	20	13	65.0	9	9	8	1.6
	造園	19	13	68.4	8	7	4	3.3
	建築	34	22	64.7	12	11	11	2.0
	化学	31	18	58.1	7	7	5	3.6
	消防士	304	215	70.7	65	51	34	6.3
	電気 (第2回)	14	8	57.1	5	4	3	2.7
	機械 (第2回)	13	7	53.8	4	4	2	3.5
	小計	1,904	1,290	67.8	561	526	386	3.3
大学卒程度 (経験者)	行政事務	400	303	75.8	74	70	43	7.0
	行政事務 (第2回)	535	350	65.4	41	41	11	31.8
	社会福祉	42	37	88.1	36	35	19	1.9
	土木	18	12	66.7	11	11	2	6.0
	電気	15	11	73.3	11	9	7	1.6
	機械	23	17	73.9	15	12	7	2.4
	建築	15	11	73.3	11	11	5	2.2
小計	1,048	741	70.7	199	189	94	7.9	

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	公告日	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名 簿 確 定 日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
1 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 2 平成12年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和4年3月までに卒業見込の人 (2) 川崎市人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人	4/14	6/20 7/ 5 6 7 8	総合筆記 試験 面談試験	7/26 27 28 29 30	面接試験 (全区分) 小論文試験 (行政事務、 学校事務、 消防士のみ) 身体検査 (消防士のみ)	8/18
				8/ 2 3 4 5 6 10 11		
				7/30		
身体的条件及び日本国籍		6/20 7/16	教養試験 体力検査	7/30		
	9/1	10/17	専門試験 小論文試験	11/27	面接試験	12/15
昭和37年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人	3/4	4/25 5/15 16	教養試験 面談試験	6/6	経験小論文 試験 面接試験	6/16
	7/21	10/17 11/6	教養試験 面談試験 (行政事務 のみ)	11/27 28	経験小論文 試験 面接試験	12/15
		10/17				

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C	
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数				
高校卒程度	行政事務	125	89	71.2	46	39	20	4.5
	土 木	4	2	50.0	1	1	1	2.0
	電 気	2	1	50.0	1	1	1	1.0
	機 械	-	-	-	-	-	-	-
	建 築	3	3	100.0	2	2	1	3.0
	消 防 士	176	119	67.6	42	36	8	14.9
	小 計	310	214	69.0	92	79	31	6.9
高校卒程度 (就職氷河期)	行政事務	425	230	54.1	16	16	5	46.0
合 計	3,687	2,475	67.1	868	810	516	4.8	

受 験 資 格		公告日	第1次試験		第2次試験		名 簿 確 定 日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
平成12年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた人	/	5/19	9/26	教養試験	10/19 26 27 28	面接試験 作文試験	11/17
				教養試験 専門試験	10/26 27 28	面接試験	
身体的条件及び日本国籍			9/26 10/ 8	教養試験 体力検査	10/19 26 27 28	面接試験 作文試験 身体検査	
昭和45年4月2日から 昭和61年4月1日まで に生まれた人	/	7/21	10/17 11/ 6	教養試験 面談試験	11/28	作文試験 面接試験	12/15

表2 令和3年度 採用

選考区分	申込者数 A	第1次選考			第2次選考 受験者数	最終合格者数 C	競争倍率 B/C	
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数				
	人	人	%	人	人	人	倍	
資格免許職	薬剤師	31	25	80.6	22	20	14	1.8
	獣医師	19	15	78.9	8	8	4	3.8
	保健師	46	34	73.9	31	30	25	1.4
	保育士	82	55	67.1	35	25	20	2.8
	栄養士	56	31	55.4	12	12	1	31.0
	臨床検査技師	25	17	68.0	11	10	2	8.5
	学校栄養職	30	19	63.3	12	12	3	6.3
	薬剤師 (経験者)	12	8	66.7	8	8	3	2.7
	小計	301	204	67.8	139	125	72	2.8
障害者	行政事務	137	89	65.0	39	30	5	17.8
	行政事務 (第2回)	52	24	46.2	9	8	2	12.0
	小計	189	113	59.8	48	38	7	16.1
技能・業務	技能・業務	110	86	78.2	66	61	47	1.8
合計	600	403	67.2	253	224	126	3.2	

選 考 実 施 結 果

受 験 資 格		公告日	第 1 次 選 考		第 2 次 選 考		合格者 名 簿 確定日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
昭和62年4月2日以降 に生まれた人	薬剤師免許を有する人又は令和4 年春までに行われる国家試験によ り取得見込の人	4/14	6/20 7/ 5 6 8	総合筆記 試験 面談試験	7/27 28 29		8/18
	獣医師免許を有する人又は令和4 年春までに行われる国家試験によ り取得見込の人						
	保健師免許を有する人又は令和4 年春までに行われる国家試験によ り取得見込の人						
平成4年4月2日以降 に生まれた人	保育士の資格を有する人又は令和 4年春までに行われる国家試験に より取得見込の人※保育士につい ては、神奈川県で実施された地域 限定保育士試験により資格を有す る人を含む。	5/19	9/26	総合筆記 試験	10/26 27	面接試験	11/17
	栄養士の免許を有する人又は令和 4年春までに行われる国家試験に より取得見込の人						
	臨床検査技師の免許を有する人又 は令和4年春までに行われる国家 試験により取得見込の人						
	栄養士の免許を有する人又は令和 4年春までに行われる国家試験に より取得見込の人						
昭和37年4月2日から 昭和62年4月1日まで に生まれた人	(1) 薬剤師免許を有する人。	7/21	10/17	教養試験	11/27	経験小論文 試験 面接試験	12/15
	(2) 直近7年中5年以上の試験区分 の職務概要に関連した実務経験又 は試験区分の職務概要に関連した 国際貢献活動経験が直近7年中継 続して2年以上ある人						
昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人		7/21	10/31	教養試験 作文試験	11/30	面接試験	12/8
昭和52年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人		12/10	(R4) 2/27	教養試験 作文試験	(R4) 3/19	面接試験	(R4) 4/6
昭和57年4月2日以降 に生まれた人	申込時に大型・中型・準中型 (「5t限定」を除く)のいずれ かの自動車運転免許を所持してい ること。ただし、いずれの免許も 「AT車限定」等一部の限定免許を 除く。	6/16	9/26	教養試験 作文試験	10/8 10/21 10/22	体力検査 面接試験	11/17

表3 令和3年度 昇 任

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数		
	人	人	%	人	人	人	倍
消防司令補	103	101	98.1	34	34	21	4.8
消防士長	207	205	99.0	57	57	24	8.5
合 計	310	306	98.7	91	91	45	6.8

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
消防士長としての実務経験年数が3年以上で59歳以下の者	6/16	9/8	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/15 11/18	面接 実技(訓練札式、 現場実務)	12/8
消防士又は消防副士長で、在職年数2年以上を有し、かつ年齢が24歳以上59歳以下の者	6/16	9/7	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/16 11/17	面接 実技(訓練札式)	12/8

(注) 実務経験年数及び在職年数の基準日は、R4. 3. 31現在である。
(注) 年齢の基準日は、R4. 4. 1現在である。

表4 令和3年度 昇 任

選 考 区 分	申込者数	第1次選考			第2次選考	最 終 合格者数	競争倍率
		受験者数	受験率	合格者数	受験者数		
	A	B	B/A			C	B/C
	人	人	%	人	人	人	倍
一般事務職	894	774	86.6	130	130	120	6.5
社会福祉職	93	85	91.4	6	6	5	17.0
土木職	242	228	94.2	9	9	7	32.6
電気職	84	67	79.8	7	7	4	16.8
機械職	61	50	82.0	6	6	4	12.5
建築職	81	73	90.1	12	12	10	7.3
化学職	43	36	83.7	3	3	2	18.0
保育士	165	161	97.6	6	6	4	40.3
薬剤師	25	24	96.0	4	4	2	12.0
獣医師	14	10	71.4	4	4	2	5.0
栄養士	13	13	100.0	3	3	1	13.0
保健師	24	22	91.7	11	11	9	2.4
看護師	116	110	94.8	6	6	4	27.5
小 計	1,855	1,653	89.1	207	207	174	9.5
消防司令	60	60	100.0	29	29	10	6.0
合 計	1,915	1,713	89.5	236	236	184	9.3

選 考 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第1次選考		第2次選考		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
R3. 4. 1現在、 選考区分に対応する 職種の有職期間を1年 以上有し、かつ R4. 3. 1現在、 引き続き5年以上の 本市有職期間を有する者	S37. 4. 2 から H1. 4. 1 までに 生まれた者	6/2	9/26	勤務実績 教養試験	10/21 記述式行政判断 10/29 11/2 11/4 11/5 面 接	11/24
R4. 3. 31現在、消防司令補としての 実務経験年数が4年以上で、R4. 4. 1現在、59歳以下の者		6/16	9/9	論文、総務 警防、予防 勤務実績等	11/17 11/19 面接、実科	12/8

表5 令和3年度 転任

種類	試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数			
転任	行政事務	82	72	87.8	6	6	2	36.0
	土木	-	-	-	-	-	-	-
	電気	-	-	-	-	-	-	-
	機械	3	3	100.0	1	1	1	3.0
	合計	85	75	88.2	7	7	3	25.0

表 6-1 令和3年度 臨時的任用承認状況

単位:件

任命権者	職	事務職員		技術職員		技能職員		業務職員		合計
		新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
市長事務部局		68	3	19	2	0	0	0	0	92
上下水道局		1	1	2	1	0	0	0	0	5
交通局		0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院局		0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防局		0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局		4	0	1	1	0	0	0	0	6
合計		73	4	22	4	0	0	0	0	103

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格			第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名 簿 確 定 日
			実 施 日	科 目	実 施 日	科 目	
S46. 4. 2以降 に生まれた 人	H29. 4. 1 以前 からの 在職者	事務、技術、技能、業 務職員及び消防職員で 主任以下の者	9/26	教養試験	10/20 25	面接試験 作文試験	11/17
				教養試験 専門試験		面接試験	

表 6-2 令和3年度 臨時的任用承認状況(教職員関係)

単位:件

職	新規	更新	小計	合計
教 諭	229	404	633	747
養 護 教 諭	15	34	49	
学 校 事 務	14	22	36	
学 校 栄 養	13	11	24	
実 習 助 手	1	4	5	

表7 令和3年度 採用候補者(合格者)名簿選択状況

令和4年5月1日現在

区 分	名簿登載数	採用数	採用率	辞退者数	名簿残数		
	A 人	B 人	B/A %	C 人	A-B-C 人		
競争試験	大学卒程度	行政事務	251	164	65.3	87	—
		社会福祉	32	25	78.1	7	—
		心 理	6	6	100.0	—	—
		学校事務	6	6	100.0	—	—
		土 木	16	12	75.0	4	—
		電 気	8	6	75.0	2	—
		電 気 (第2回)	3	1	33.3	2	—
		機 械	8	5	62.5	3	—
		機 械 (第2回)	2	1	50.0	1	—
		造 園	4	3	75.0	1	—
		建 築	11	8	72.7	3	—
		化 学	5	4	80.0	1	—
		消 防 士	34	29	85.3	5	—
		小 計	386	270	69.9	116	—
大学卒程度 (経験者)	行政事務	43	42	97.7	1	—	
	行政事務 (第2回)	11	7	63.6	4	—	
	社会福祉	19	15	78.9	4	—	
	土 木	2	2	100.0	—	—	
	電 気	7	5	71.4	2	—	
	機 械	7	3	42.9	4	—	
	建 築	5	3	60.0	2	—	
小 計	94	77	81.9	17	—		
高校卒程度	行政事務	20	14	70.0	6	—	
	土 木	1	1	100.0	—	—	
	電 気	1	1	100.0	—	—	
	機 械	—	—	—	—	—	
	建 築	1	1	—	—	—	
	消 防 士	8	8	100.0	—	—	
小 計	31	25	80.6	6	—		
高校卒程度 (就職氷河期)	行政事務	5	5	100.0	—	—	
選考	資格免許職	薬 剤 師	14	12	85.7	2	—
		薬剤師(経験者)	3	3	100.0	—	—
		獣 医 師	4	3	75.0	1	—
		保 健 師	25	21	84.0	4	—
		保 育 士	20	16	80.0	3	1
		栄 養 士	1	1	100.0	—	—
		臨床検査技師	2	2	100.0	—	—
		学校栄養職	3	3	100.0	—	—
	小 計	72	61	84.7	10	1	
	障害者	障害者行政事務	5	3	60.0	2	—
		障害者行政事務(第2回)	2	2	100.0	—	—
		小 計	7	5	71.4	2	—
	技能・業務	技能・業務	47	40	85.1	7	—
合 計	642	483	75.2	158	1		

表8 令和3年度 採用試験(選考)年齢別合格状況

令和4年5月1日現在 (単位:人)

区分	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40 ~ 49	50 ~ 59	計
		大学卒程度	行政事務					154	35	15	13	7	14	9	4											
	社会福祉					22	4		2	2		1	1													32
	心理					2		2	2																	6
	学校事務					4		1			1															6
	土木					11	1	1	2		1															16
	電気					1	1	1	1	2	2															8
	電気(2回目)									1		1	1													3
	機械					1	2				3		2													8
	機械(2回目)						1						1													2
	造園					3		1																		4
	建築					4		5	1	1																11
	化学					2			1				1	1												5
	消防士					26	3	2	1		2															34
	小計					230	47	28	24	15	21	14	7													386
大学卒程度(経験者)	行政事務													2	5	5	6	3	5	1	1		1	13	1	43
	行政事務(2回目)													1	2	1		1	1		2	1		2		11
	社会福祉																1					1	13	4		19
	土木																						1	1		2
	電気														1			1				3	1	1		7
	機械														1	2	1		2						1	7
	建築														1						1	1		1	1	5
	小計													3	10	8	8	5	8	1	4	6	1	31	9	94
高校卒程度	行政事務	4		12	4																					20
	土木	1																								1
	電気			1																						1
	機械																									-
	建築	1																								1
	消防士	5			3																					8
	小計	11		13	7																					31
高校卒程度(経験者)	行政事務																						1		4	5
資格免許職	薬剤師							6	2	1	2			2	1											14
	薬剤師(経験者)																			1				1	1	3
	獣医師							1			1	1	1													4
	保健師					16		2	1		2		1	1			1	1								25
	保育士			2		17						1														20
	栄養士										1															1
	臨床検査技師					1		1																		2
	学校栄養職					1		1					1													3
	小計			2		35		11	3	1	5	2	3	4	1		1	1	1					1	1	72
	障害者行政事務	1				1															1				2	5
	障害者行政事務(第2回)																							2		2
	小計	1				1															1				4	7
	技能・業務							1		2	4	1	4	2	5	1	2	3	4	4	4	4	3	7		47
	合計	12		15	7	266	47	40	27	18	30	17	14	9	16	9	11	9	13	7	8	9	8	40	10	642

図1 採用試験実施結果の推移

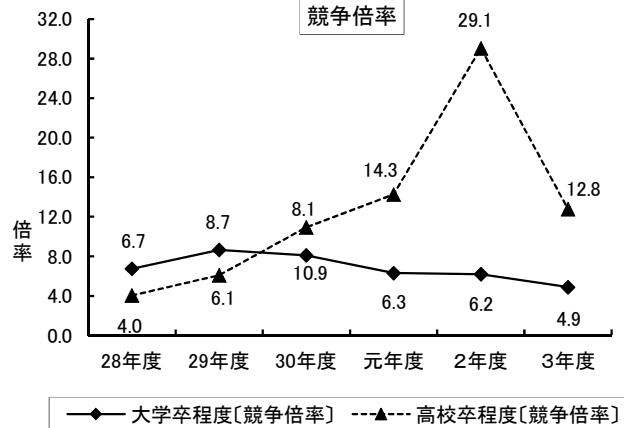
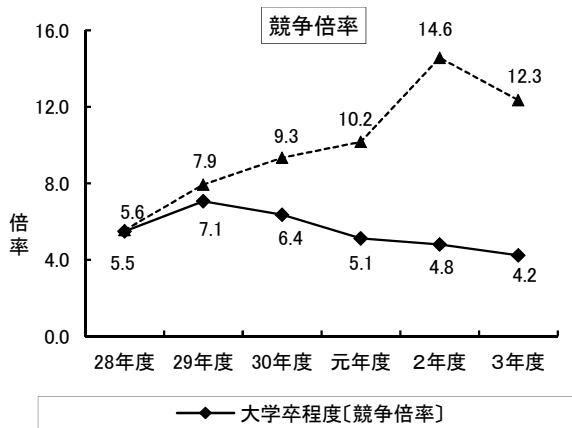
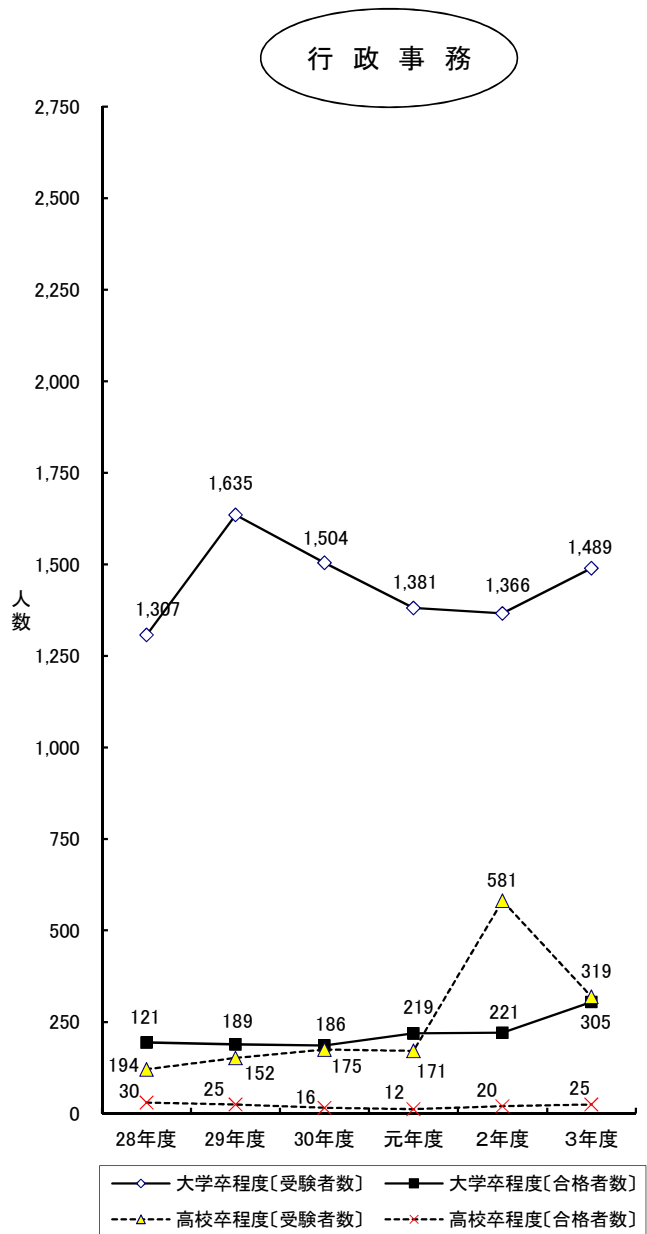
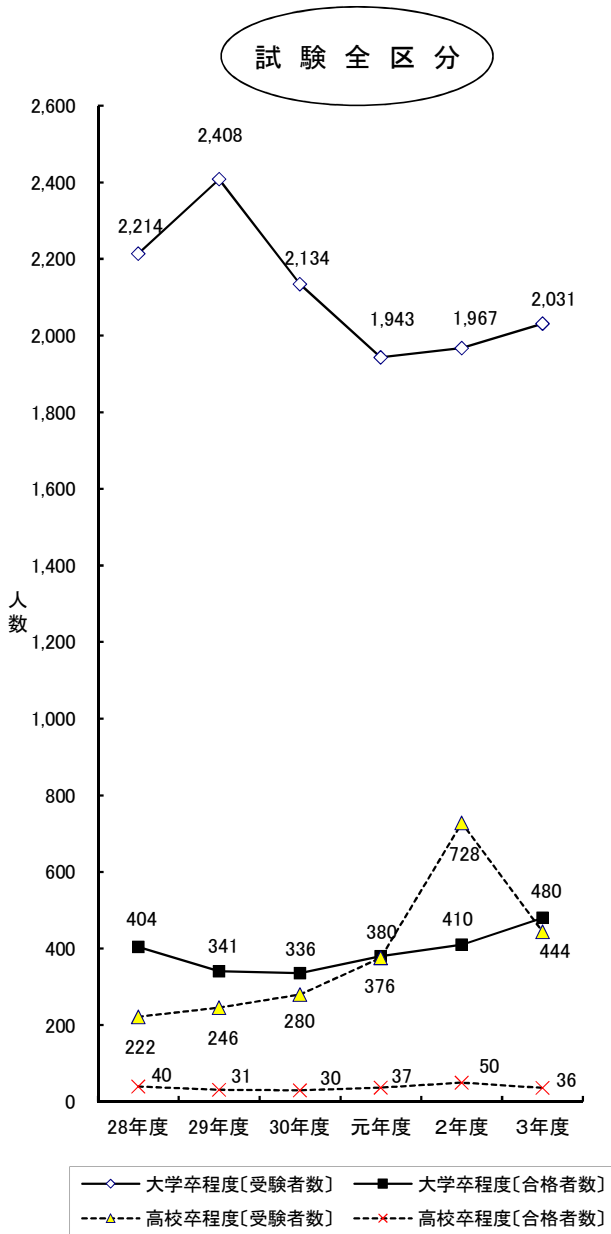
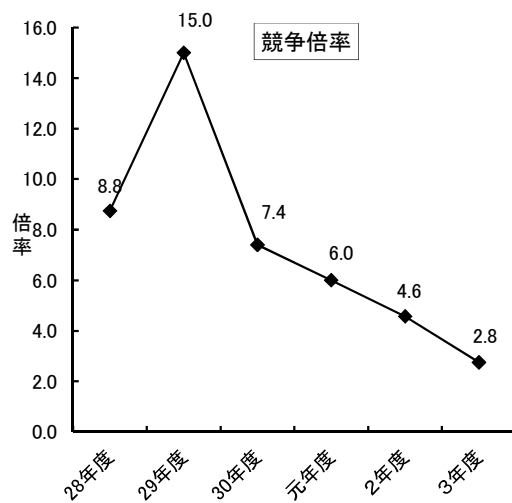
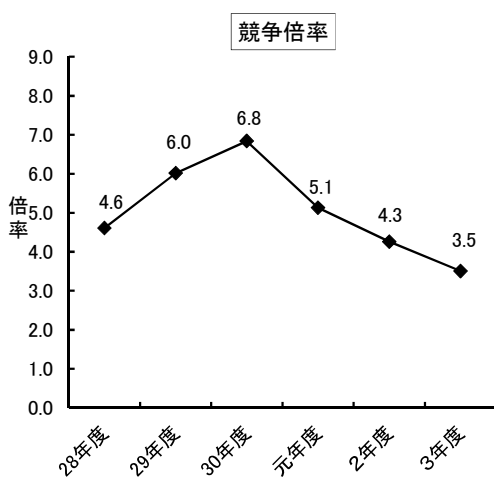
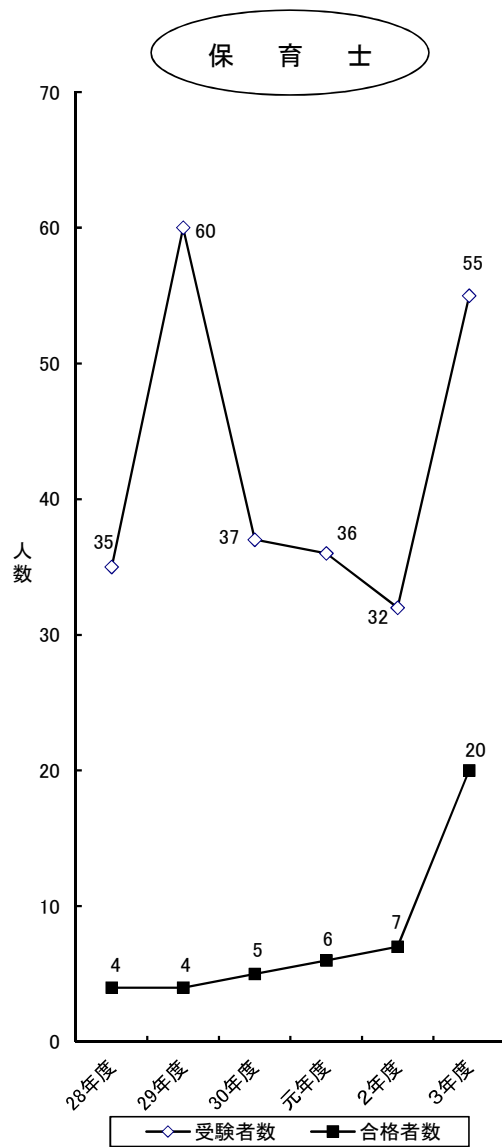
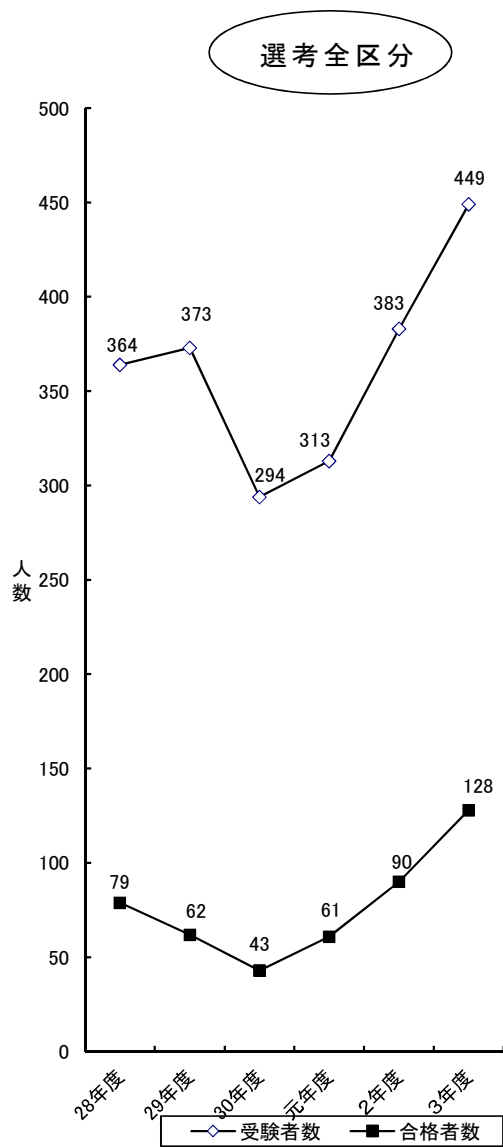


図2 採用選考実施結果の推移



2 給与、その他の勤務条件

(1) 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、令和3年10月5日、市議会及び市長に対して、職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。その内容は、次のとおりである。

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,287人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(14,591人、平均年齢41.0歳)の平均給与月額、407,382円(給料332,920円、扶養手当7,726円、地域手当55,538円、その他11,198円)となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員(6,026人、平均年齢41.5歳)の平均給与月額は、406,613円(給料328,823円、扶養手当7,992円、地域手当55,510円、その他14,288円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員(5,863人、平均年齢42.1歳)の平均給与月額は、412,021円(給料332,989円、扶養手当8,214円、地域手当56,257円、その他14,561円)となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の486事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で208,010円、短大卒で186,396円、高校卒で175,382円となっている。

(2) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.1%、高校卒で16.0%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で52.5%、高校卒で62.5%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で47.5%、高校卒で29.0%となっている。

(3) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は81.2%であり、その平均支給月額は配偶者14,124円、配偶者と子1人の場合20,878円、配偶者と子2人の場合27,322円となっている。

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.30月分相当となっている。

(5) 給与改定の状況

一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は35.5%、ベースアップを中止した事業所の割合は17.0%となっている。

また、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.7%となっている。

(6) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で40.6%、課長級で47.7%、部長級で48.5%となっている。

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果、職員の給与（412,021円）が民間給与（411,950円）を71円（0.02%）上回っていることが明らかとなった。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額の上乗率指数は、101.0（国家公務員を100とする。）となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では0.4%、本市では0.8%下落している。

本委員会が「家計調査」（同省）及び「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で120,700円、2人世帯で200,860円、3人世帯で218,480円、4人世帯で236,130円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,012円となっており、本年10月からは時間額1,040円に改定されている。

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を71円（0.02%）上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

行政職給料表(1)については、較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととする。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、改定を行わないこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.30月分）を上回っていることが判明した。このことから、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする。

支給月数の引き下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

7 人事管理に関する報告及び意見

現在、我が国では、超高齢社会の到来や経済の低成長といった課題を抱える中、社会全体においてデジタル化が進展し、社会・経済の多方面で環境が急速に変化している。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害の発生等の危機が相次ぎ、行政には複雑かつ高度な役割が求められている。

本市においても、高齢化の更なる進展や将来的な人口減少等が見込まれる中、今後は、社会環境の変化を的確に捉え、中長期的な視点をより重視した取組が求められる。今般は特に、新型コロナウイルスを契機とする接触機会の低減のための勤務形態の整備や行政手続のオンライン化等の取組を進めてきた。今後も、環境の変化に適応し質の高い市民サービスを提供していくためには、行政の役割を認識し、実行できる人材を確保していくことに加え、採用後も職員が求められる能力を身に付けることができるよう、実効性のある人材育成の取組が不可欠である。

また、限られた人材のもとで、多様化する市民ニーズに対応していくためには、全ての職員が各自の能力を最大限発揮し、意欲を持って働くことができる環境の整備が重要である。今年度導入されたテレワークの促進などを通じ、職員が柔軟に勤務できるよう取り組むとともに、長時間勤務の是正、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策といった観点からも勤務環境の整備が求められる。長時間勤務の解消、職員のメンタルヘルス不調に対応するための適切な業務管理、悪質なクレームへの組織的な対応等には、職場における管理監督者の適切なマネジメントが要求され、その重要性は増している。加えて、令和5年度に予定されている定年の引上げに当たっては、関係部署の連携のもと、その影響を十分に検証した上で適切に制度等に反映させていく必要がある。

市政運営の基盤は市民と職員の信頼関係であることは言うまでもない。多くの本市職員が職務に励んでいる一方で、公務員としての職の信用を傷つける事態も発生しており、全ての職員が高い規範意識と強い責任感を持ち職務に精励することが重要である。

こうした認識のもと、本委員会は人事管理に関して、次のとおり言及する。

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

ア 長時間勤務の是正

本年1月に国家公務員の働き方改革の方針を定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が改正され、長時間労働是正等のための取組を強力に進めていくこととされた。本市においても、平成29年度から「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、長時間勤務の是正に取り組んできたところであり、一定の成果は見られている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に関連して業務が増大している部署をはじめとして、長時間勤務となっている職員が未だ相当数存在していることから、喫緊の課題として継続的に取り組んでいく必要がある。

本委員会としても、長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、仕事と生活の調和、公務能率の向上といった観点等から重要な課題であると認識し、昨年の報告では、現行の取組に加えて様々な方向から新しい手立てを講じていくことの必要性について言及したところである。任命権者においては、上限時間・月数を超えた時間外勤務の要因の調査、分析及び検証を継続的に行うとともに、管理監督者の適切なマネジメントのもと長時間勤務の是正に努められたい。

また、長時間勤務の是正に当たっては、全ての職員について適正な勤務時間等の把握及び管理が必要である。管理職の時間外勤務についても、令和2年4月から時間外・休日勤務を行った場合に職員情報システムによる時間外勤務の登録を開始したところであり、今後も勤務時間の適正管理について確実に取り組むことが求められる。教育職員に着目すると、時間外在校等時間の上限時間を超えた教育職員の割合は依然として高い状況であり、その是正は急務である。教育職員がゆとりを持って児童生徒と向き合えるよう、また、管理職が自校の教育職員の時間外状況を正確に把握し、各学校において時間外在校等時間の上限時間を超えた労働の是正に向け様々な工夫ができるよう、任命権者において支援を継続していくとともに、教員に関する働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方や当面の目標等を示した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を着実に推進されたい。

年次休暇についても、総実勤務時間の短縮や職員の心身の健康保持等に関わることから、その確実な取得は長時間勤務の是正に資するものである。令和元年度以前においては、全職員の年次休暇の平均取得日数は増加傾向にあったものの、任命権者によっては取得率が上がらない状況が続いていた。令和2年4月から令和7年3月を期間とする「第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇取得率を80%以上とすることが目標とされてきたことから、目標達成に向けた取組とその結果について注視していきたい。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

少子高齢化の進展等がもたらす社会環境の変化に適応し、限りある人材・財源のもと安定した市政運営を継続していくためには、業務改善・意識改革を進めるとともに、職員一人ひとりが活躍できる組織風土を築くことが重要である。新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体において急速に働き方の見直しが進む中、本市においても、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組の一層の推進が求められる。

次世代育成支援に関して、本年6月の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、民間企業等において、育児と仕事の両立ができる職場環境づくりに向けた法整備が進んだ。また、本年8月に人事院は、国家公務員においても同様の措置が必要であるとし、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出及び報告を行った。併せて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設や休業等の取得要件緩和等の措置を講じることとしている。こうした状況を踏まえ、本市においても、「第5期川崎市次世代育成支援

対策特定事業主行動計画」に基づいた各種取組を一層推進するとともに、本市の実情に即した制度の導入も含めて検討していく必要がある。次世代育成支援の取組は、職場全体のワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成につながり、子育て中の職員以外にも、様々な事情により時間や働き方に制約がある職員に対する働きやすい職場環境の整備にも資するものとして、引き続き注力されたい。

障害者雇用については、昨年に引き続き、本年6月時点においても法定雇用率を上回ることができたが、令和5年4月までには法定雇用率の引上げが予定されている。今後も更なる雇用促進に取り組む必要があり、障害者である職員の活躍の場の拡大のため、引き続き、勤務体制の整備や職務の選定・マッチング等の配慮に努め、各任命権者における「障害者活躍推進計画」に基づいた取組の着実な推進に期待する。

また、本市では、従前から在宅勤務やサテライトオフィスの試行、時差勤務等の柔軟な勤務体制の構築に取り組んできた。本年6月には、「川崎市テレワーク実施要領」を策定し、専用端末を活用した在宅勤務等のテレワークを開始したところである。テレワーク環境の整備は、業務継続性の向上のみならず、勤務場所にとらわれない働き方として、職員のワーク・ライフ・バランスの実現への寄与も期待される。今後は、その効果と働き方に与える影響を検証しつつ運用し、本市に適したテレワーク環境を定着させていくことが望ましい。任命権者においては、新本庁舎の整備をひとつの契機として、ワークスタイル変革を進めるなど、柔軟な働き方の実現に向けた職場環境の整備を一層推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による新規長期療養者数は依然として増加傾向にあり、引き続きメンタルヘルス対策の取組を強化していくことが求められる。

本市では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」のもと、4つの目標である「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」、「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」に向けて取組を進めており、今年度は同計画の中間評価を行い、必要に応じて見直し・修正を行うこととしている。

任命権者は、同計画に基づき、産業医、学識経験者等で構成される川崎市職員メンタルヘルス1次予防対策専門部会において、セルフケア、職場環境改善及び過重労働対策といった職場における効果的かつ効率的なメンタルヘルス1次予防対策についての検討を進めている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に係る業務繁忙が様々な部署で継続していることから、その対応に当たる職員のメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応のために、令和2年度から産業保健スタッフが職場に直接出向き、面談等を実施している。

職場の管理監督者においては、日頃から職員との積極的なコミュニケーションを心掛け、部下のストレス状況等を把握するとともに、仕事と家庭の両立ができるように適切な業務管理を行うなど、所属職員の心の健康保持に努められたい。また、任命権者においては、産業医連絡会議、川崎市職員衛生管理審査委員会、川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会等を通じて現状を多角的に分析し、各取組の着実な推進に向けて適切な対応を図られたい。

エ ハラスメント対策

一昨年、ハラスメント対策の強化などを図るため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、昨年には大企業に対して職場におけるパワーハラスメントを防止するための措置が義務付けられた。

公民問わず、ハラスメントへの対策がより一層求められる中、本市においても昨年6月に「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を改正したところであり、任命権者においては引き続き、ハラスメント対策の取組の更なる推進に努められたい。

また、昨年は悪質なクレームへの対応について、組織として対応し、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが必要であるとの考え方が人事院から示されたところである。本市の業務においても、行政サービス利用者との距離が近い職場も多くあり、様々な対応を求められることから、任命権者においては、程度を超えた要求等について十分想定し、組織的かつ適切に対応できるよう備えるなど、良好な職場環境の実現に向けた継続的な取組を期待する。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

本市の職員採用をめぐる環境は、特に技術系職種を中心とした専門職種において、民間企業や国、他の地方自治体等との人材獲得の競合下にあり、厳しい状況にある。多様で有為な人材の安定

的かつ継続的な確保のためには、新型コロナウイルスをめぐる情勢及びその後の社会変化についても注視していく必要があり、従前の手法に加え、それとは異なる手法による広報活動の展開等、社会情勢を踏まえた工夫が求められる。

本委員会においては、感染症への感染リスクを避け、時間や場所を選ばずに参加ができるWEBセミナー等のオンライン型のイベントを実施するとともに、職場や現場を見学することで仕事のイメージが掴みやすい職種については、現場見学会等の対面型のイベントを感染症対策を講じながら実施するなど、職種ごとのニーズに応じた広報を行ってきた。

今後も、多様で有為な人材の確保に向けて、採用試験の実施状況や社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用試験の研究や効果的な広報の手法の検討等を継続的に行っていく。

イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定した「川崎市人材育成基本方針」に基づき、階層別研修や職場におけるOJT支援をはじめとした人材育成に関する様々な取組を行っている。

中でも、管理監督者のマネジメント力強化は喫緊の課題であり、任命権者は、新任課長研修において職場における課題解決に向けた実践を中心とした研修を行ったほか、課長3年目研修については、優れたマネジメントを実践している管理職による講義及び実践を中心とした講義を組み合わせるなど研修内容の見直しを図り、管理職が取り入れやすい実践的なマネジメントを学ぶ研修としている。その他、管理監督者のマネジメントの実践に役立つ各種ツールの提供等を行っているが、今後も、管理監督者のマネジメントに係る課題やニーズを把握しながら、取組を進めていくことが肝要である。

また、将来にわたり人材を継続的に育成していくためには、職員一人ひとりが昇任を含めた自身のキャリアプランについて意識を高められるよう、キャリア形成上の支援も重要である。任命権者は、職員のキャリア形成や職務遂行上の課題・悩みの解決を図る取組としてメンター制度を実施しているほか、女性職員のキャリア支援を目的とした幹部職員と女性職員との意見交換会等の取組を行うなど、前向きなキャリア選択を可能にするための支援に取り組んでいる。

人材育成に関する取組は、中長期的な視点で継続して実施されることにより大きな効果を発揮する。厳しい財政環境の中、ますます多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくため、任命権者においては、全ての職員が、求められる能力を身に付けるとともに、キャリアプランを持ちながら働けるよう、効果的な人材育成を行うための支援に取り組まれない。

(3) 定年の引上げについて

地方公務員の定年年齢を令和5年度から令和13年度までの期間で2年に一度段階的に65歳まで引き上げるもののほか、管理監督職の役職定年制などが盛り込まれた改正地方公務員法が本年6月に成立した。

本市においても、高齢層職員の知識や経験を踏まえた職務と配置について検討するとともに、高齢層職員の健康上の理由等の諸事情による多様な働き方のニーズの高まりに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入も含めて柔軟に対応していくことが求められる。また、60歳に達した職員の給与については、国家公務員における取扱いを踏まえ、均衡の原則に基づき、原則当該職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の7割水準とすることが求められており、60歳前の水準も含めた適正な給与水準の確保に引き続き努める必要がある。

なお、定年年齢の段階的引上げが始まると、2年に一度、定年退職者が発生せず、計画的な採用に影響が出ることも考えられる。こうした中、組織の新陳代謝を確保し活力を維持しつつ、将来にわたって安定的・継続的に市民サービスを提供できるよう方策を検討していくことが重要である。

令和5年4月1日からの定年の引上げに向け、多岐にわたる検討事項や条例・規則等の制定・改正事項について、関係部署が一体となって対応していかなければならない。

(4) 市民からの信頼確保

職員の服務規律の確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、わいせつ行為などの職員の不祥事や公文書の紛失をはじめとする事務事故が依然として発生しており、公務員としての職の信用を傷つける事態を招いていることは誠に遺憾である。

任命権者においては、これまでも各種通知や通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行ってきたところであるが、今後も様々な機会を通じて職員への注意喚起を行い、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれない。また、令和2年度から本格導入された内部統制制度を機能させ、リスク管理の徹底、事務の点検等を行うとともに、事務事故が発生する要因を分析・検証し、再発防止に向けた組織的な対策を進める必要がある。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスが発生により、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励す

ることを望む。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、公民の給与はおおむね均衡しており、較差が極めて小さいことから、月例給の改定は行わないこととしたが、期末・勤勉手当については、民間事業所における特別給の支給状況との均衡を考慮し、引下げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、勧告を実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与について、以上に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 諸手当

期末・勤勉手当については、報告で述べた事項を考慮し、国及び他都市の動向を勘案して引下げ改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(参考) 職員の給与と民間給与との較差の推移

年	給 与 較 差		年	給 与 較 差	
	円	%		円	%
H20	44	0.01	H27	1,310	0.32
H21	△784	△0.19	H28	516	0.13
H22	△706	△0.17	H29	387	0.10
H23	△813	△0.20	H30	△57	△0.01
H24	△96	△0.02	H31	377	0.09
H25	△98	△0.02	R02	78	0.02
H26	1,192	0.29	R03	△71	△0.02

参 考 市職員の初任給及び諸手当制度の推移

区 分		年 度	23年度	24年度	25年度	26年度
初任給	行政職給料表(1) 大 学 卒		179,600円	179,600円	179,600円	179,600円
	短 大 卒		156,400円	156,400円	156,400円	156,400円
	高 校 卒		144,500円	144,500円	144,500円	144,500円
初任給調整手当	支 給 期 間 初年度の額を据置く期間		35年 15年			
	支 給 限 度 額 医療職給料表(1)適用職員 大学教育職給料表適用職員 (医師・歯科医師に支給)		208,900円 100,100円	据 置	据 置	据 置
扶養手当	配 偶 者		15,300円			
	22歳未満の子		6,800円			
	配偶者・子以外の扶養親族		6,800円	据 置	据 置	据 置
	配偶者のいない職員の子1人		11,800円			
	配偶者・子のいない職員の扶養親族1人 ※特定期間の扶養親族の子への加算		11,800円 5,000円			
地域手当	全 職 員 〔医療職給料表(1)適用職員を除く。〕		100分の12	据 置	据 置	据 置
	医療職給料表(1)適用職員		100分の15	据 置	据 置	据 置
住居手当	借家・借間居住者 31歳未満の職員への加算		10,600円 加算なし	据 置	据 置	16,500円 加算なし
	31歳以上40歳未満の職員への加算 持家居住者(平成28年度以降不支給) (公舎居住者等は不支給)		加算なし 7,400円			
通勤手当	交通機関等利用者 支給限度額		1箇所当たり 55,000円			1箇所当たり 55,000円
	自動車等利用者			据 置	据 置	
	5km未満		2,200円			2,200円
	5km以上 10km未満		4,100円			4,200円
	10km以上 15km未満		6,500円			7,100円
	15km以上 20km未満		8,900円			10,000円
	20km以上 25km未満		11,300円			12,900円
	25km以上 30km未満		13,700円			15,800円
	30km以上 35km未満		16,100円			18,700円
	35km以上 40km未満		18,500円			21,600円
	40km以上 45km未満		20,900円			24,400円
	45km以上 50km未満		21,800円			26,200円
	50km以上 55km未満		22,700円			28,000円
	55km以上 60km未満		23,600円			29,800円
60km以上		24,500円	31,600円			
宿日直手当	通常の宿日直勤務1回 5時間以下		4,200円 2,100円	据 置	据 置	据 置
	特殊勤務の宿日直勤務1回 5時間以下		6,000円 3,000円			
期末手当	6月の支給割合		100分の122.5	据 置	据 置	据 置
	12月の支給割合		100分の137.5			
勤勉手当	6月の支給割合		100分の66.0	据 置	据 置	100分の66.0
	12月の支給割合		100分の66.0 (勤務成績が良好の場合)			

※特定期間の子=15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子

27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
181,600円 158,400円 146,500円	176,200円 153,800円 142,300円	176,900円 154,500円 143,000円	176,900円 154,500円 143,000円	178,900円 156,500円 145,300円	178,900円 156,500円 145,300円	178,900円 156,500円 145,300円
据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	12,600円 7,900円 7,000円 11,300円 10,400円 5,000円	9,800円 9,000円 7,000円 10,700円 8,700円 5,000円	7,000円 10,000円 7,000円 10,000円 7,000円 5,000円	据置
据置 据置	100分の16 100分の16	据置 据置	据置 据置	据置 据置	据置 据置	据置 据置
16,500円 加算なし 加算なし 2,500円	16,500円 加算なし 加算なし 不支給	据置	14,600円 7,900円 1,900円 不支給	12,300円 11,600円 4,200円 不支給	10,000円 15,200円 6,500円 不支給	据置
1箇月当たり 55,000円 2,000円 4,200円 7,100円 10,000円 12,900円 15,800円 18,700円 21,600円 24,400円 26,200円 28,000円 29,800円 31,600円	据置	据置	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	4,400円 2,200円 6,100円 3,050円	据置	据置	据置
据置	据置	据置	据置	100分の130 100分の130	100分の130 100分の125	100分の127.5 100分の112.5
100分の73.5 100分の83.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の78.5 100分の88.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の83.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の88.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の91.0 100分の96.0 (勤務成績が良好の場合)	100分の93.5 100分の93.5 (勤務成績が良好の場合)	据置

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況

本委員会は、議会から意見を求められた条例に対し、次のとおり意見を述べた。

回答年月日	条 例 名	意 見 の 内 容
R3. 9. 8	川崎市立看護大学条例	この条例案のうち、川崎市職員の給与に関する条例の一部改正、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に関する部分は、学校教育法の規定に基づき大学として川崎市立看護大学の設置に伴う所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。
R3. 11. 24	川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の期末手当の額を改定する所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。
R4. 2. 16	川崎市職員の育児休業等に関する条例	この条例案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上であることとした要件を廃止すること、妊娠又は出産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を知らせること等の措置を講じることを義務付けるものであり、異議はありません。

(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況

本委員会の承認の対象となる任命権者からの申請はなかった。

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により行政上の措置が執られるよう要求することができる。

この要求があった場合、人事委員会は中立的な立場で勤務条件の適正を確保するための判断を下し、必要な措置を講じ、あるいはあつせんなどにより事案の解決にあたるものである。

令和3年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

要求・係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規要求*	計	取下げ	裁決					計
				却下	棄却	一部認容	全部認容		
3	2	5	1	0	0	0	0	1	4

*再判定

(2) 不利益処分についての審査請求

職員は、任命権者から分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

この審査請求があった場合、人事委員会はこれを審査し、その結果その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員が受けた不利益な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

令和3年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

申立て・係属件数			処理件数						翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規請求	計	取下げ	終了	裁決					計
					却下	棄却	処分修正	処分取消		
15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15

(3) 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行うことができる。

この申出があった場合、人事委員会が指名する事務局の職員（職員相談員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うこととされている。

令和3年度においては、4件の申出があった。

(4) 公務災害補償の審査請求

市立学校（川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学を除く。）の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、人事委員会に対して審査請求をすることができる（川崎市立看護大学の設立に伴い、令和4年度から同大学も除いている。）。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査して裁定を行うものである。

令和3年度における審査請求はなかった。

(5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議

退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に意見を聴かなければならないとされている。

人事委員会は、意見を求められたときは、退職手当の支給制限等の処分について調査審議し、退職手当管理機関に意見を述べることとされている。

令和3年度における調査審議はなかった。

(6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視

職員は、営利企業等に再就職した元職員から違法な働きかけを受けた場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

この届出があった場合等には、人事委員会は、任命権者に対し、必要に応じて調査や調査の経過報告を求めるとされている。

令和3年度における職員からの届出はなかった。

4 職員団体

(1) 職員団体の登録状況

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	登録年月日	単一体 連合体	法人 非法人	令和3年度に おける変更事項
川崎市職員 労働組合	川崎市川崎区東田町 5-1 (市労連会館内)	S41. 9. 13	単一体	法人	R3. 4. 1(役員) R3. 6. 11(規約) R3. 9. 14(役員)
川崎市 教職員組合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S41. 9. 13	単一体	法人	R3. 4. 1(役員) R3. 4. 16(役員)
川崎市公立学校 管理職組合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S48. 2. 8	単一体	法人	R3. 4. 1(役員) R3. 4. 27(役員)
学校事務職員労働 組合神奈川川崎支部	横浜市港北区篠原台町	S56. 12. 24	単一体	非法人	R3. 4. 1(役員)
2級の集い	川崎市川崎区観音2丁目	H28. 9. 29	単一体	非法人	
川崎市立高等学校教 職員組合	横浜市港北区岸根町	R3. 3. 19	単一体	非法人	R3. 4. 1(役員)

(2) 管理職員等の範囲

本市の管理職員等の範囲は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

機 関	職
議 会 局	局長 担当理事 部長 担当部長 課長 担当課長 庶務係長
市 長 事 務 部 局	局長 本部長 危機管理監 技監 税務監 医務監 担当理事 区長 会計管理者 事務局長 学長 副区長 部長 室長 医監 担当部長 所長 副所長 市場長 支所長 副学長 学部長 学科長 課長 担当課長 館長 副館長 分室長 園長 秘書課の担当係長 法制課の人事、労務、組織等に関する条例等の審査を担当する担当係長 庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する担当係長 コンプライアンス推進室の担当係長 人事課の担当係長 労務課の担当係長 総務事務センターの担当係長 行政改革マネジメント推進室の組織及び定数を担当する担当係長並びに働き方・仕事の進め方改革を担当する主たる担当係長 予算第1係長 予算第2係長 資金課の資金を担当する担当係長 環境局庶務課の労務担当の担当係長 臨海部国際戦略本部事業推進部の庶務担当の担当係長 危機管理本部危機管理部の庶務担当の担当係長 庶務課の庶務係長 区役所総務課の庶務係長 区民センターの庶務係長 審査第1係長 人事課の人事及び服務関係事務の主たる担当者 労務課の職員団体関係事務の主たる担当者 守衛長
教育委員会事務局 (学校以外の教育機関を含む。)	教育次長 担当理事 部長 室長 担当部長 所長 館長 課長 担当課長 主任指導主事 園長 庶務課の庶務係長 教職員企画課の担当係長 教職員人事課の担当係長 給与厚生課の給与を担当する担当係長
教育委員会の所管に属する学校	校長 副校長 教頭
選挙管理委員会事務局	事務局長 部長 担当部長 課長 担当課長 管理係長
監 査 事 務 局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 行政監査課の庶務担当の担当係長
人事委員会事務局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 担当係長

備考1 この表中所長、副所長、館長及び園長とあるのは、課長担当職以上の職にあるものをいい、担当係長とあるのは、当該業務を担当する課長補佐を含み、人事委員会が別に定める担当係長を除くものをいう。

2 この表中主たる担当者とあるのは、人事委員会が別に定める主たる担当者を除くものをいう。

5 労働基準監督

(1) 職権行使状況

労働基準監督機関として令和3年度中に職権を行使した事項は次のとおりである。

ア 解雇予告除外認定	3件	ク 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	72件
イ 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可	3件	ケ 機械等設置届	1件
ウ 36協定届の受理	204件	コ 労働者死傷病報告の受理	23件
エ 総括安全衛生管理者選任報告の受理	1件	サ ボイラー性能検査結果報告の受理	2件
オ 衛生管理者選任報告の受理	27件	シ 第一種圧力容器性能検査報告の受理	13件
カ 産業医選任報告の受理	99件	ス ゴンドラ性能検査報告の受理	2件
キ 健康診断結果報告の受理	109件		

(2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、神奈川県労働局と協議のうえ号別決定を行っているが、その状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1の事業所区分

(令和4年4月1日現在)

所管	労基法別表第1号別区分	名 称
川崎市 人事委員会	第12号	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、環境総合研究所、食品衛生検査所、健康安全研究所、看護大学（看護短期大学を含む。）、教育文化会館(3)、市民館(10)、図書館(8)、総合教育センター、日本民家園、青少年科学館、小学校(114)、中学校(52)、高等学校(5)、特別支援学校(4)
	非該当官公署	市長事務部局本庁、公文書館、市税事務所(4)、計量検査所、中小企業溝口事務所、都市農業振興センター、卸売市場、総合リハビリテーション推進センター（こころの健康課を除く。）、地域支援室(3)、こども家庭センター（保護係を除く。）、児童相談所（保護係を除く。）(2)、区画整理事務所、多摩川管理事務所、霊園事務所、生田緑地整備事務所、川崎港管理センター（整備課及び設備課を除く。）、区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課を除く。）(7)、支所(2)及び出張所(4)、消防局、消防局航空隊、消防署(8)及び出張所(28)、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

所管	労基法別表第1号別区分	名 称
労働局（労働基準監督署）	第1号	学校給食センター(3)、教育委員会（学校給食関係）
	第3号	都市基盤整備事務所(2)、川崎港管理センター（整備課及び設備課に限る。）、道路公園センター(7)
	第6号	農業技術支援センター
	第7号	夢見ヶ崎動物公園
	第13号	こころの相談所、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課、動物愛護センター、保育園(19)、保育・子育て総合支援センター(2)、子ども家庭センター保護係、中部児童相談所保護係、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（地域支援課及び衛生課に限る。）(7)
	第14号	経済労働局公営事業部
	第15号	生活環境事業所(4)、クリーンセンター(2)、処理センター(3)、浮島埋立事業所

- (注) 1 事業所名欄の（ ）内の数は、事業所数である。
2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
3 上下水道局、交通局及び病院局の事業所は、労働局（労働基準監督署）の管轄である。

6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

規則番号	公布年月日 (実施年月日)	規 則 名	制定・改廃の内容
令和3年 人委規則第7号	R 3. 9. 24 〔R 3. 10. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	神奈川県最低賃金の一部改正に伴い、年齢別最低保障額表の額の改定を行った。
令和3年 人委規則第8号	R 3. 9. 29 〔R 3. 9. 29〕 〔施 行〕	令和3年度における職員の特別休暇の特例に関する規則	新型コロナウイルス感染拡大に関連する業務等により夏季休暇を期間内に取得することが困難な職員の夏季休暇取得を可能にするため、特別休暇の特例を定めた。
令和4年 人委規則第1号	R 4. 1. 12 〔R 4. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員が親族から住宅を借り受けた場合等における住居手当の支給基準を変更すること及び住居手当の額が家賃の額を上回らないようにすること等の見直しを行った。
令和4年 人委規則第2号	R 4. 1. 12 〔R 4. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第3号	R 4. 3. 16 〔R 4. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進する観点等から、より柔軟に夏季休暇を取得できるよう取得期間を延長すること及び不妊治療のための休暇制度を導入した。
令和4年 人委規則第4号	R 4. 3. 16 〔R 4. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進する観点等から、より柔軟に夏季休暇を取得できるよう取得期間を延長すること及び配偶者等の出産、育児参加、不妊治療のための休暇制度を導入した。

令和4年 人委規則第5号	R 4. 3. 16 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則	川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第6号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	措置要求書等への押印を廃止した。
令和4年 人委規則第7号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	審査請求書等への押印を廃止した。
令和4年 人委規則第8号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置等に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第9号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第10号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置等に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第11号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員の派遣先団体を改めるため、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第12号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則	職員団体登録申請書等の様式を改正した。
令和4年 人委規則第13号	R 4. 3. 31 (R 4. 4. 1) 施 行	川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	公務災害補償審査請求書等の様式を改めるため、並びに組織改正及び職員配置の見直しに伴い所要の整備を行った。

令和4年 人委規則第14号	R 4. 3. 31 〔R 4. 4. 1 施 行〕	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の設置等に伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委規則第15号	R 4. 3. 31 〔R 4. 4. 1 施 行〕	川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	組織改正及び職員配置の見直しに伴い、所要の整備を行った。
令和4年 人委訓令第1号	R 4. 3. 31 〔R 4. 4. 1 施 行〕	勤務条件に関する措置の要求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令	措置要求書等の様式を改正した。
令和4年 人委訓令第2号	R 4. 3. 31 〔R 4. 4. 1 施 行〕	不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令	審査請求書等の様式を改正した。

7 各種会議開催状況

全国人事委員会連合会

会議名	年月日	開催地
第129回 総会	—	書面開催
第64回公平審査 事務研修会	R3. 7. 8	web開催

県市人事委員会連絡協議会

会議名	年月日	開催担当
給与研究会	R3. 4. 15	横浜市

大都市人事委員会連絡協議会

会議名	年月日	開催地
委員長会議	—	書面開催
事務局長会議	—	書面開催 (実務者会議)
給与研修会	—	書面開催
課長会議 (給与関係)	—	書面開催
課長会議 (任用関係)	—	書面開催
公平審査研修会	—	書面開催
任用研修会	—	書面開催

人事委員会年報（令和3（2021）年度）

令和4年6月発行

編集・発行 川崎市人事委員会事務局
